

**【令和7年度】**

**道路・河川維持作業報償金の交付申請をされた団体の見舞金制度について  
(ご案内)**

東 広 島 市

**【概要】**

東広島市では、道路・河川維持作業報償金の交付を申請された団体が実施する作業における事故に対応するため、保険に加入しています。

道路・河川維持作業報償金の交付申請により予定されていた作業における次の場合に対して見舞金として市加入保険の範囲内において補償があります。

1. 参加中に被った傷害または熱中症等の特定疾病 ※
2. 参加者の過失により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

**【補償内容】**

傷病補償

		傷 害	特定疾病 ※
災害死亡補償		300 万円	300 万円
後遺障害補償	1 級～14 級	12 万円～300 万円	12 万円～300 万円
	障害手当金		30 万円
療養 補償	限度日数 180 日／入院日額	4,500 円	4,500 円
	限度日数 90 日／通院日額	3,000 円	3,000 円

**★内容によっては、補償の対象とならない場合があります。**

例：・故意によるもの・無資格運転や酒酔い運転によるもの・地震などの天災によるもの・むちうち症や腰痛など他覚症状のないもの・建設用機械によるもの・危険度の高い作業など

※ 特定疾病とは、急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症をいいます。

賠償責任

賠償種類	賠償の内容	支払限度額
対人賠償	他人の身体に障害を与えたとき	1 名につき 1 億円まで 1 事故につき 4 億円まで
対物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1 事故につき 4 億円まで

**★内容によっては、補償の対象とならない場合がありますので、作業をされる時は、事故防止対策を十分に行ってください。**

例：・故意によるもの・交通事故など車両によるもの・地震などの天災によるもの  
・親族に対するものなど

**【もし事故が起きたときは】**

1. 事故が起きたときは、あとで事故を証明できるように事故発生の時間、場所、状況、現場の写真など事故の内容を記録してください。  
(特に負傷者、被害者及び加害者の氏名・連絡先が必要です)
2. 事故後、団体の責任者は、下記の地区担当課に事故内容をご連絡ください。(土、日、祝日の場合は、翌開庁日にご連絡ください)

※損害賠償において当事者間で示談を行う場合には、必ず事前に相談してください。

**【お問い合わせ先・連絡先】**

ご不明な点がございましたら建設部維持課にお問い合わせください。  
また、道路・河川維持作業報償金制度については、地区担当課にお問い合わせください。

	電話番号	担当地区
建設部維持課	082-420-0949	西条町・八本松町・志和町・高屋町
黒瀬支所産業建設課	0823-82-0214	黒瀬町
福富支所地域振興課	082-435-2302	福富町
豊栄支所地域振興課	082-432-4160	豊栄町
河内支所産業建設課	082-437-2901	河内町
安芸津支所産業建設課	0846-45-1623	安芸津町

(東広島市建設部維持課作成)

# 維持作業中に 事故 が発生したら…

事故発生

負傷者

他人の財物に損害を与えたとき

(草刈作業中、石が跳ね車に当たった。  
窓ガラスが割れたなど)

負傷者の救護をしてください。  
(救急車を呼ぶ **119**、病院へ運ぶ)

あとで事故を証明できるよう事故発生の場所、時間、状況、現場の写真など事故の内容を記録してください(特に負傷者、被害者及び加害者の氏名・連絡先が必要です)。

団体の責任者は、地区担当課に事故内容をご連絡ください。  
(土、日、祝日の場合は、翌開庁日にご連絡ください。)

西条町・八本松町・志和町・高屋町は	082-420-0949	(建設部 維持課)
黒瀬町は	0823-82-0214	(黒瀬支所 産業建設課)
福富町は	082-435-2302	(福富支所 地域振興課)
豊栄町は	082-432-4160	(豊栄支所 地域振興課)
河内町は	082-437-2901	(河内支所 産業建設課)
安芸津町は	0846-45-1623	(安芸津支所 産業建設課)

連絡後、団体の代表者に報償金交付制度に係る実績報告書類、所定の事故報告書などを提出していただき、訴訟・示談など賠償責任が法的に確定した日、また、すべての治療が完了した日以降に、市加入保険会社より見舞金をお支払いします。  
ご不明な点がございましたら、建設部維持課 082-420-0949 にお問い合わせください。

## 補償対象

道路・河川維持作業報償金の交付申請により予定されていた作業における次の場合に対して補償されます。

- 1.参加中に被った傷害または熱中症等の特定疾病 ※
- 2.参加者の過失により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

※ 特定疾病とは、急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症をいいます。

## 注意点

※ 内容によっては、補償の対象とならない場合があります。

例：故意によるもの、無資格運転や酒酔い運転によるもの、地震などの天災によるもの、むちうち症や腰痛など他覚症状のないもの、建設用機械によるもの、危険度の高い作業など。

※ 損害賠償において当事者間で示談を行う場合には、必ず事前に相談してください。